

堺市上下水道事業懇話会開催要綱

令和2年4月21日制定

1 目 的

堺市上下水道局の経営状況及び上下水道事業単年度実施計画（以下「計画」という。）の進捗状況について、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市上下水道事業懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 上下水道局の経営状況に関する事項
- (2) 計画の進捗状況に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が依頼する3人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 財務及び会計に関する識見を有する学識経験者
- (2) 水道事業に関する識見を有する学識経験者
- (3) 下水道事業に関する識見を有する学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の規定を準用する。

7 会議録

管理者は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

8 開催期間等

令和2年4月21日から令和2年12月31日までの間のうち、2回程度開催する。

9 庶務

懇話会の庶務は、経営企画室において行う。